

## 綾瀬市庁舎市民ホールコンサート運営委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市庁舎市民ホールコンサート運営委員会の設置、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 綾瀬市庁舎市民ホールコンサートの開催を通して、市民の音楽鑑賞機会の充実を図るため、綾瀬市庁舎市民ホールコンサート運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 綾瀬市庁舎市民ホールコンサートに係る提言及び評価に関すること。
- (2) 綾瀬市庁舎市民ホールコンサートの企画及び運営に関すること。
- (3) その他 綾瀬市庁舎市民ホールコンサートの推進に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者及び市職員のうちから教育長が委嘱又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、文化芸術主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。